

令和8年度(2026年度) 高等学校等給付奨学生募集要項

1 主催

公益財団法人 日本教育公務員弘済会北海道支部

2 後援

文部科学省

3 推薦(応募)資格

北海道内の高等学校等(高等学校定時制課程、同通信制課程、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部、高等専門学校、及び本会が特に認める学校を含む)に在学し、北海道内に居住する生徒とする。

4 推薦(応募)条件

修学意欲がありながら、学資金の支払いが特に困難と認められる生徒で、校長の推薦を受けた生徒であること。
また、高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校においては、前期の評定平均値が3.5以上であること。
なお、生徒・親権者からの申請は受け付けない。他の奨学金との併願は可能。

5 募集対象及び募集人数

- (1) 募集対象は第1学年(中等教育学校第4学年)、募集人数は100名程度を予定。
- (2) 1校につき候補者は1名とする。
※ 同一高等学校の全日制課程と定時制課程は、それぞれ候補者1名を推薦できる。
※ 特別支援学校の分校は1校とみなし、候補者1名を推薦できる。

6 給付金額及び奨学金送金時期

- (1) 30万円又は15万円を100名程度に給付する。返還不要とする。
※ 申請金額は30万円として申請していただきます。
- (2) 奨学金は、12月上旬に奨学生名義の口座に一括して振り込む。

7 申込(申請、応募)方法・期限

- (1) 希望者は、在学する学校長に申し出、下記8の(1)～(4)の書類を作成し、(5)の書類を添付して学校長に提出する。
- (2) 学校長は、希望者からの提出書類に、(6)高等学校等給付奨学生推薦書(給奨学様式4)を作成、添付し、配達日の追跡が可能な、一般書留や、簡易書留、特定記録郵便、レターパックにて、当財団北海道支部事務局宛に郵送する。
- (3) 令和8年9月1日(火)～令和8年10月16日(金) ※当財団北海道支部事務局 必着

8 提出書類 各1通

以下の書類を日本教育公務員弘済会北海道支部ホームページよりダウンロードするなどして入手・作成し提出する。

- (1) 給付奨学生申請書(給奨学様式1)
- (2) 家庭状況書
- (3) 高等学校等給付奨学生自己推薦書
- (4) 誓約書
- (5) 市町村が発行する親権者の所得証明書(直近のもの)
※ 源泉徴収票、確定申告書は不可。
- (6) 高等学校等給付奨学生推薦書(学校長の推薦書)(給奨学様式4)
※ 評定については、高校入学後(1学期または前期)の評価を記入。
※ 特別支援学校にあっては、評定平均値(5段階平均)の記載は不要。

北海道支部ホームページ
<https://kyokohokkaido.com/>



9 奨学生の採用決定等

令和8年10月下旬の支部教育振興事業選考委員会の審議を経て、北海道支部長が公益財団法人 日本教育公務員弘済会(本部)に推薦し、理事長が決定する。結果については、在籍する学校長を通じて本人に通知する。

10 届出事項

奨学生は、3年に進級した年度において給付奨学生成果報告書(給奨学様式13)を届けるものとする。

奨学生が次の事項に該当したとき、在籍校の学校長は給付奨学生異動報告書(給奨学様式10)を届けるものとする。

- (1) 給付奨学生が休学、復学、転学、留年、退学、留学したとき
- (2) 給付奨学生が停学その他の処分を受けたとき
- (3) 給付奨学生が死亡したとき
- (4) その他、奨学生の氏名・住所・親権者等の変更があったとき

11 給付金の返還

奨学生が次の事項のいずれかに該当したときは、既に給付した給付奨学金の全額又は一部を返還するものとする。

- (1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき
- (3) 休学、転学、留年の理由が奨学生として適当でないとき
- (4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (5) その他、奨学生として適当でないと判断されたとき

12. 書類提出先

〒060-0061
札幌市中央区南1条西8丁目1番地1 クリスタルタワー12階
公益財団法人 日本教育公務員弘済会北海道支部
TEL 011-241-9453

※ 個人情報の取扱いについて

給付奨学生申請書等にご記入いただいた個人情報は、この事業の運営のためにのみ利用します。